

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 坂井市
- 二 構造改革特別区域の名称 坂井すこやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 坂井市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 安城市
- 二 構造改革特別区域の名称 安城心豊かな子どもを育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 安城市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇城市
- 二 構造改革特別区域の名称 宇城の地のもんでワイン・リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 宇城市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇）、七一

一））

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県西八代郡市川三郷町
- 二 構造改革特別区域の名称 より安全で安心できる給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部（市川大門及び下大鳥居地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北名古屋市
- 二 構造改革特別区域の名称 北名古屋いきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北名古屋市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長久手市
- 二 構造改革特別区域の名称 長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長久手市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 二 構造改革特別区域の名称 志摩市なごやか給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 志摩市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 淡路市
- 二 構造改革特別区域の名称 淡路市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 淡路市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 江田島市
- 二 構造改革特別区域の名称 江田島市にここに給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 江田島市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第三百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市
- 二 構造改革特別区域の名称 今治市リキュール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）